※消防協力隊発足時には市役所に名簿（規約等作成の場合は規約も）の提出をお願いします。

**○○区消防協力隊規約**

（目　的）

第１条　この規約は、○○区消防協力隊（以下「協力隊」という。）の任務の基準を規定し、

○○区民と財産を災害から守ることを目的として定める。

（隊員及び任期）

第２条　隊員は、日中区内及び天城地区内で仕事に従事している者のうちから、区長が委

嘱する。隊員の任期は、特に定めないが概ね６５歳までとする。

　（任　務）

第３条　隊員は、第１条の目的を達成するために、次に掲げる任務を行う。

　（１）区内に火災等が発生した場合、隊員が互いに協力し消火等に努める。消防団○○分

　団○○支部及び駿東伊豆消防本部が現場に到着した場合は、状況を報告して補佐としての任

　務を遂行する。

　（２）消火活動についての訓練及び研修

　（役　員）

第４条　協力隊に次の役員を置く

　（１）隊長　　１名　　隊長は協力隊を統括する。また、伊豆市防災委員を兼務できる。

　（２）副隊長　○名　　副隊長は隊長を補佐すると共に、協力隊の事務を司る。

　（３）顧問　　○名　　○○区長・○○副区長

２　役員の任期は○年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の役員の任期は前任者の在任

　の在任期間とする。

　（運営費）

第５条　第３条の任務を遂行するため、区より活動資金を受ける。又、区を通して寄付金

　等を受けることができる。ただし、協力隊独自で営利事業、寄付要請等をすることがで

きない。

　（会　議）

第６条　会議は隊長が召集し、必要に応じて開催する。

　（制　服）

第７条　隊員の制服は市より法被及びヘルメットが支給される。

　（保　険）

第８条　隊員の活動に対する保険は区において加入する。

　（連　携）

第９条　協力隊は、任務を遂行するにあたり伊豆市消防団・駿東伊豆消防本部と互いに連携

　をとり協力する。

　（報　告）

第10条　隊長は、協力隊の活動内容を年度末に区へ報告する。

　（規約の改廃）

第11条　本規約の改廃等は、区役員会の承認を経なければならない。

　（委　任）

第12条　本規約に定めのない事項については、隊長に委任する。

　附　則

１　この規約は、平成○○年○○月○○日から施行する。